令和８年度　緑の募金事業公募要領別紙

区　分		助成対象経費（交付要綱）	別表１		別表２		別表３		別表４		別表５（公募対象外事業）	
			森林再生事業	森林づくり・里山整備事業	交流の森林づくり事業	森林環境学習事業	香川のみどりづくりイベント事業	みどりの広場づくり事業	街の緑化モデル推進事業	緑化キャンペーン事業	香川の保存木保護事業	どんぐり銀行支援事業
直接経費	資材費	植栽・緑化用苗木代等	●	●	●		●	●				
		無償配布する苗木等の購入経費					●			●		
		植樹に必要な資材・用具の購入	●	●			●					
		資材・機械・機材・用具の購入経費 ※機械・用具（消耗品除く）の購入は同一の実施主体に対し、１回を限度とする。ただし、耐用年数を経過し、事業の実施に必要と認められる場合は再購入を認める（交付要綱採択条件）。→ 公募時に協議が必要	●	●	●		●	●	●			●
		資材・機械・機材・用具のリース経費		●	●							●
		森林環境学習資材購入に要する経費				●						
		燃料費（支出・積算根拠が明確なものに限る。）		●	●							●
		作業マニュアル作成費	●	●	●	●						●
	保険料	ボランティア損害保険料	●	●	●	●	●					●
	交通費	バス借上料			●							
	環境整備費	地拵え経費	●				●					
		整備に必要な歩道などの整備経費		●	●							
	謝金等	技術指導者謝金(構成員への支出は除く)	●	●	●							
		講師謝金(構成員への支出は除く)				●						●
	その他	標柱代	●	●	●			●				
		募集に要する経費	●	●	●	●						
		その他交流活動に要する経費			●							
		安全講習経費				●						
		体験・学習・実践に要する経費				●						
		木工教室等開催経費等（木材キット購入費）					●					
		事業実施に要する経費					●					●
		土壌改良費、治療費等									●	
間接経費	事務費	技術指導料・講師謝金・取りまとめ経費等（構成員への支出）	・間接経費は助成金額総額の20%以内（1,000円未満切り捨て）を上限とします。 ・間接経費については領収証の添付は不要としますが左記項目を参考に使途を明示（列挙）願います。 ・助成金の調整を行った後の内示額で直接経費が減額となった場合は間接経費も減額となります。 ・構成員等内部（団体：実施主体）へ支出される左記の経費等の合計額は間接経費の上限（助成金額総額の20%以内）に含まれます。				間接経費は認めない					
		機械・用具損料（構成員への支出）										
		旅費・交通費（構成員への支出）										
		事務用品購入費（消耗品等で構成員等内部への支出）										
		印刷・通信・運搬費（構成員等内部への支出）										
		その他 ※燃料費など積算内容不明等の理由で直接経費に計上できないもの。										